

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月3日

【会社名】 リオン株式会社

【英訳名】 RION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 清 恆

【本店の所在の場所】 東京都国分寺市東元町3丁目20番41号

【電話番号】 (042)359 - 7099

【事務連絡者氏名】 事業支援本部経理部長 中野 渡 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都国分寺市東元町3丁目20番41号

【電話番号】 (042)359 - 7099

【事務連絡者氏名】 事業支援本部経理部長 中野 渡 誠

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

一般募集	1,048,000,000円
オーバーアロットメントによる売出し	167,000,000円

（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年6月27日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年6月27日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,100,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成25年7月3日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から165,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集とは別に、平成25年7月3日(水)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成25年7月10日(水)から平成25年7月16日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,100,000株	1,048,000,000	524,000,000
計(総発行株式)	1,100,000株	1,048,000,000	524,000,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年6月27日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 平成25年7月17日(水) 至 平成25年7月18日(木) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年7月23日(火) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年7月10日(水)から平成25年7月16日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.rion.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年7月9日(火)から平成25年7月16日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年7月10日(水)から平成25年7月16日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年7月10日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年7月11日(木) 至 平成25年7月12日(金)」、払込期日は「平成25年7月18日(木)」

発行価格等決定日が平成25年7月11日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年7月12日(金) 至 平成25年7月16日(火)」、払込期日は「平成25年7月19日(金)」

発行価格等決定日が平成25年7月12日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年7月16日(火) 至 平成25年7月17日(水)」、払込期日は「平成25年7月22日(月)」

発行価格等決定日が平成25年7月16日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、  
 となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年7月10日(水)の場合、受渡期日は「平成25年7月19日(金)」

発行価格等決定日が平成25年7月11日(木)の場合、受渡期日は「平成25年7月22日(月)」

発行価格等決定日が平成25年7月12日(金)の場合、受渡期日は「平成25年7月23日(火)」

発行価格等決定日が平成25年7月16日(火)の場合、受渡期日は「平成25年7月24日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	770,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	286,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	22,000株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	22,000株	
計		1,100,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,048,000,000	10,000,000	1,038,000,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年6月27日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,038,000,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限155,000,000円と合わせた手取概算額合計上限1,193,000,000円について、製品開発資金に200,000,000円、設備投資資金に650,000,000円、設備更新資金及び子会社への融資資金に残額を充当する予定であります。なお、発行価格等の決定がなされた時点における手取概算額合計上限(以下「増資資金」という。)が下記の計画総額合計である1,330百万円を上回る場合、当該差分金額を当社の運転資金に充当する予定であります。また、計画総額のうち、増資資金で充当しない額については、自己資金を充当する予定であります。

項目	内容	計画総額 (百万円)	支出予定時期
製品開発資金	人工透析液汚染監視装置の開発	200	平成26年4月 ～平成28年3月
設備投資資金	人工透析液汚染監視装置の開発設備及び生産設備	200	平成26年4月 ～平成28年3月
	リオン金属工業(株)の瑞穂工場建設工事及び生産設備	200	平成25年10月 ～平成26年4月
	MEMSマイクロフォン生産設備	250	平成26年4月 ～平成28年3月
設備更新資金	ITセキュリティ管理設備・電話交換システム	180	平成25年8月 ～平成26年9月
子会社への融資資金	九州リオン(株)福岡事業所建設	300	平成26年4月 ～平成26年12月
計		1,330	-

当社は強みである高い技術力を活かすべく、開発中の技術の製品化及びその量産化、開発済みの製品の量産化、既存製品の生産効率化等を早期実行していく予定であります。増資資金を上記の通り、製品開発、設備投資を中心とした成長資金及びその他設備更新資金への充当・グループファイナンスへの活用を行うことで、より一層の成長の加速を図ってまいります。

上記、人工透析液汚染監視装置の開発・生産については、平成23年12月に技術発表した「水中の生物粒子測定装置」の事業化の一環であります。また、設備投資のうちMEMSマイクロフォンについては、平成28年3月までに量産実用化に向けて、一般財団法人小林理学研究所、NHK放送技術研究所及び当社が共同で研究している旨を平成25年5月に公表しており、今回の生産設備への資金充当はその量産体制の構築に寄与するものです。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	165,000株	167,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から165,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.rion.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、平成25年6月27日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成25年7月17日(水) 至 平成25年7月18日(木) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成25年7月24日(水)( )であります。

ただし、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から165,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、165,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年7月3日(水)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成25年8月14日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月6日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                     |  |          |
|---------------------|--|----------|
| (1)募集株式の種類及び数       | 当社普通株式   | 165,000株 |
| (2)払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。  |          |
| (3)増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |          |

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (4)割当先        | みずほ証券株式会社     |
| (5)申込期間(申込期日) | 平成25年8月13日(火) |
| (6)払込期日       | 平成25年8月14日(水) |
| (7)申込株数単位     | 100株          |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年7月10日(水)の場合、「平成25年7月13日(土)から平成25年8月6日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月11日(木)の場合、「平成25年7月17日(水)から平成25年8月6日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月12日(金)の場合、「平成25年7月18日(木)から平成25年8月6日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月16日(火)の場合、「平成25年7月19日(金)から平成25年8月6日(火)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である一般財団法人小林理学研究所は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。



## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  **リオン株式会社** を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.rion.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間( 1 ))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り( 2 )又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り( 2 )に係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年7月4日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年7月10日から平成25年7月16日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
  - ・先物取引
  - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
  - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

・表紙の次に、以下の「1.事業の概況」から「4.業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

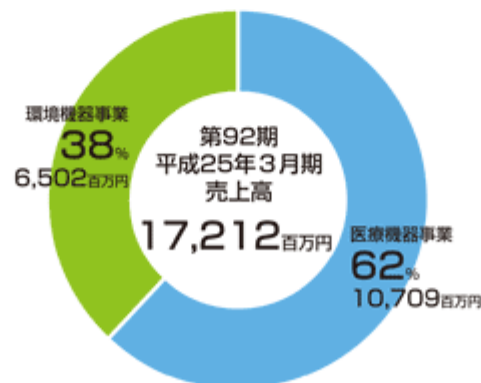
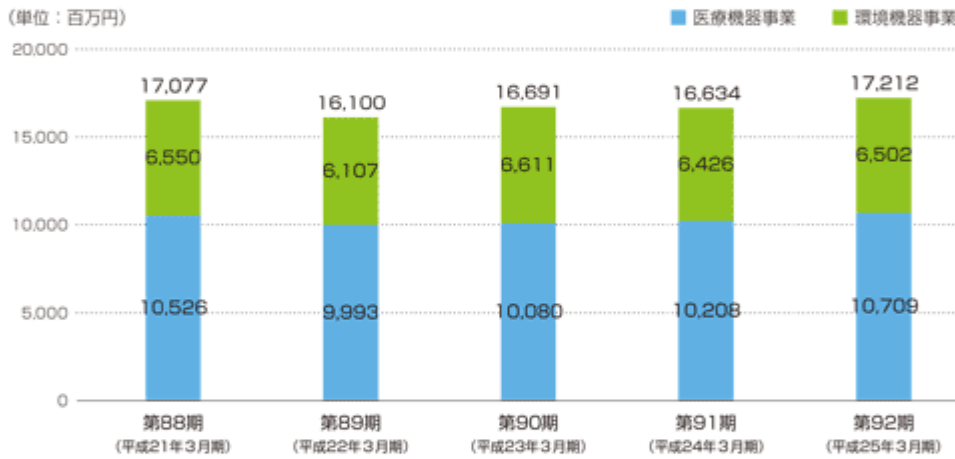
## 1. 事業の概況

当社は、物理学・音響学の研究を目的とする一般財団法人小林理学研究所の研究成果を製品化するために、昭和19年に設立されました。社名のリオンとは、理学の「理」と音響の「音」に由来しており、理学に深く根ざした音響と、関連する分野をさらに開拓するという心意気を示しております。

現在、当社の事業は医療機器事業と環境機器事業で構成されており、医療機器事業では、“補聴器”のほか、難聴者のための関連機器や、主に耳鼻咽喉科領域で使われる“医用検査機器”を、環境機器事業では、音や振動に関する測定器や地震計などの“音響・振動計測器”と、気体や液体の中に浮遊する微粒子を測定する“微粒子計測器”を扱っております。

当社は、「リオンは、すべての行動を通して、人へ 社会へ 世界へ貢献する」との企業理念のもとに、福祉と環境の分野において、21世紀の安全で快適な環境づくりを目指して躍進してまいります。

### ■事業別売上高構成の推移（連結）



## 2. 事業の内容

当社は、医療機器（補聴器、医用検査機器）、環境機器（音響・振動計測器、微粒子計測器）の製造、販売を主な事業内容とし、さらに各事業における研究開発及びサービス等の事業活動を行っております。各事業の主な製品は次のとおりです。

事業名	主要製品
医療機器事業	(補聴器、関連機器) 耳あな型オーダーメイド補聴器、既製耳あな型補聴器、耳かけ型補聴器、ポケット型補聴器、難聴者訓練用機器、難聴者生活用関連機器、補聴器特性測定装置 (医用検査機器) オージオメータ、インピーダンスオージオメータ、電子カルテ関連システム、耳管機能検査装置、眼振計、聴力検査室、耳音響放射検査装置、誘発反応検査装置
環境機器事業	(音響・振動計測器) 騒音計、振動計、周波数分析器、記録計、地震計、音響振動計測システム製品、粘度計、航空機騒音監視システム (微粒子計測器) 気中微粒子計、液中微粒子計、微粒子計測システム製品

### 医療機器事業

#### ①補聴器、関連機器

聞こえにお悩みの方々に、より多くの人との言葉によるコミュニケーションを実現するため、1948年にリオンの補聴器が誕生しました。

以来、当社の補聴器“リオネット”は、常に最新技術を取り入れ、聞こえの機能だけでなく快適な使い心地、ファッションブルで軽く・小さく・目立たない工夫など利用者のニーズをとらえる努力をしております。

このほか聞こえの不自由な方々のバリアを取り除き、暮らしに役立つ機器、床に張ったループから音を聞き取るシステムなどがあります。

これからも、人と人とのコミュニケーションを広げ、生活の質の向上、生きがいのある生活のお手伝いをしてまいります。



耳かけ型補聴器



耳あな型オーダーメイド補聴器

## ②医用検査機器

病気の治療から予防医学へ、さらに近年では健康医学へと対象を広げている現代の医療。これにともない、医療現場での検査の役割はますます高まり、あわせて検査機器の多様化が進んでおります。

当社は、検査機器に求められる要素を「信頼性・簡易性・利便性」と考え、これを基本として、医療現場のニーズに応えることができる医用検査機器の開発に取り組んでおります。

当社の医用検査機器は、「音と聴覚」を出発点とし、オーディオメータなどの聴力検査機器や、平衡機能検査機器など耳鼻咽喉科領域を中心に展開しております。



オーディオメータ  
(聴力検査器)



聴力検査室

## ▶ 環境機器事業

### ①音響・振動計測器

音と振動は、われわれの生活環境の中で身近な所に存在しています。これらをとらえる計測用マイクロホンや振動ピックアップにはじまる音響・振動計測器は多くの分野で用いられています。

騒音計は、騒音の対策に、またホールなどでの良好な音響空間の創造、住宅の遮音性能の向上、より良い製品の開発および品質管理などを目的とするあらゆる計測に用いられています。

また、振動計関連では、製品の開発や製造工程での状態の監視、大型回転機械設備などの設備診断、車両・輸送機関連の安全および乗り心地、地震観測を行う地震計測システムなど、良好な環境、快適な生活、あるいは生産性の向上を求めて各方面に広く利用されています。



騒音計



振動計



地震計

## ②微粒子計測器

空気中や液体中に浮遊する微粒子は、人間の健康や製品の品質にさまざまな影響を及ぼします。

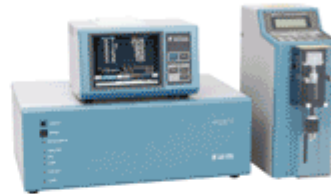
小型、高集積化が進む半導体産業や精密工業等においては、工場の空気中や、そこで使われる純水・薬品等の液体に含まれる微粒子が製品の歩留まりに影響を及ぼします。また、製薬・食品産業、病院の手術室などでも病原菌やバクテリアを含まない高い清浄度が要求されます。

さらに、製薬企業においても注射剤に関しては、人体に直接注入するため、日本薬局方・米国薬局方・欧州薬局方で、その中の粒子径・粒子個数が厳格に規定されています。

こうした気体や液体の清浄度の維持管理に微粒子計が用いられます。



気中微粒子計



液中微粒子計

## ▶ R&Dセンター

当社は、「将来を見据えた新技術の研究開発」を重要なテーマとして掲げております。

その一環として、「R&Dセンター」を設置し、新たな技術の研究や製品の開発に取り組んでおります。R&Dセンターでは以下のミッションを推進してまいります。

- ・ 医療機器、環境機器の各事業部開発部と共同で行う共通基盤となる技術の研究開発
- ・ 新規事業創出に向けた技術の研究開発
- ・ 業容拡大に資する技術の研究開発
- ・ 開発部門全体の技術資産管理及び知的財産に関する業務
- ・ 各種研究機関や大学との「共同開発」、国内外の企業との「アライアンス（連携）」を積極的に進める活動



### 3. 今後に向けた取り組み

わが国の経済は、景気持ち直し期待から、設備投資の回復や消費マインドの増進、円安による海外販売の増加などが期待されます。このような中、当社では、今後の成長を見据えた積極的な販売促進施策費用や研究開発投資等の増加を行ってまいります。

#### ▶ 医療機器事業

医療機器事業では、補聴器においては、乳幼児期から高齢期までの各ユーザーの需要に合わせた価格・機能別の商品ラインナップを整備すると共に、当社販売網の販売支援活動を強化し、販売増加を目指してまいります。医用検査機器においては、乳幼児難聴の確定診断を行う誘発反応検査装置の拡販等に注力してまいります。

#### ▶ 環境機器事業

環境機器事業では、音響・振動計測器においては、国内需要を確実に捕捉するほか、中国上海市に新たに設立した販売子会社を中心に中国市場への拡販を目指すとともに、欧米市場への販売増加も図ってまいります。微粒子計測器においては、高性能な液中微粒子計の新製品を投入することにより、設備投資が活発な海外市場でのシェア拡大を図ることと併せて、医薬食品関連市場への販売増加も目指してまいります。

#### ▶ R&Dセンター

R&Dセンターでは、両事業部及び外部の研究機関との共同研究により、水中の生物粒子をリアルタイムで計測する測定装置や、次世代の高性能超小型マイクロホンであるMEMSエレクトレットマイクロホンなどの開発に、世界で初めて成功いたしました。

今後は、これらの研究成果を実用化することで、新たな市場を開拓し、更なる事業展開を図ってまいります。



水中の生物粒子測定装置

## 4. 業績等の推移

### ■主要な経営指標の推移（連結）

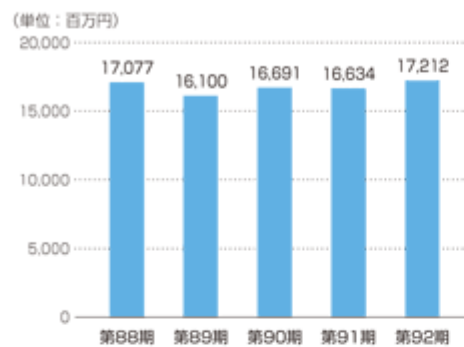
（単位：百万円）

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	17,077	16,100	16,691	16,634	17,212
経常利益又は経常損失	286	674	1,304	1,292	1,723
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 514	371	777	561	1,061
包括利益	—	—	764	824	1,140
資本金	1,284	1,284	1,284	1,284	1,328
発行済株式総数（株）	10,492,000	10,492,000	10,492,000	10,492,000	10,643,100
純資産額	9,668	9,935	10,553	11,206	12,220
総資産額	22,330	22,031	22,453	22,453	23,452
1株当たり純資産額（円）	923.00	948.48	1,006.46	1,067.17	1,147.83
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	15 （—）	15 （—）	18 （—）	20 （—）	22 （—）
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額（△）（円）	△ 49.18	35.50	74.25	53.65	101.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	53.30	100.26
自己資本比率（％）	43.3	45.1	47.0	49.8	52.0
自己資本利益率（％）	△ 5.2	3.8	7.6	5.2	9.1
株価収益率（倍）	—	14.5	7.6	14.0	8.5
配当性向（％）	—	42.3	24.2	37.3	21.8
営業活動によるキャッシュフロー	1,499	1,724	1,591	1,079	1,820
投資活動によるキャッシュフロー	△ 596	△ 776	△ 585	△ 536	△ 692
財務活動によるキャッシュフロー	△ 229	△ 1,152	△ 490	△ 576	△ 616
現金及び現金同等物の期末残高	1,593	1,389	1,904	1,870	2,381
従業員数 （他、平均臨時雇用者数）（名）	839	831	801	771 (107)	765 (109)

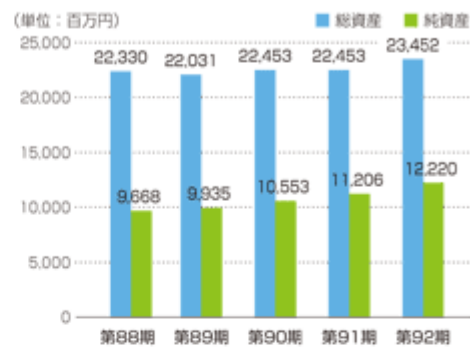
- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。  
 2 従業員数は就業人員数を記載しております。  
 3 第91期及び第92期の従業員数につきましては、臨時従業員数が従業員数の100分の10以上となったため、（）内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。  
 4 第88期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。  
 5 第88期の株価収益率及び配当性向につきましては、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。  
 6 第89期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 7 第91期より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。  
 当該会計方針の変更は遡及適用され、第90期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について遡及処理をしております。その結果、第90期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。なお、これらの会計基準を適用しなかった場合の、第90期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は74円15銭であります。

## ■主要な経営指標の推移（連結）

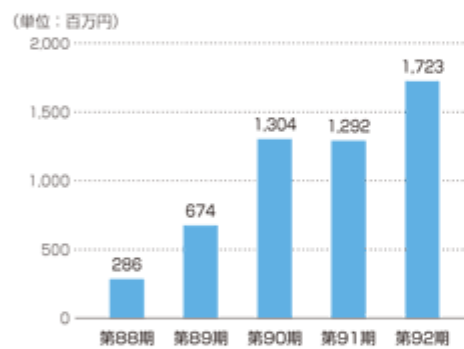
### 売上高



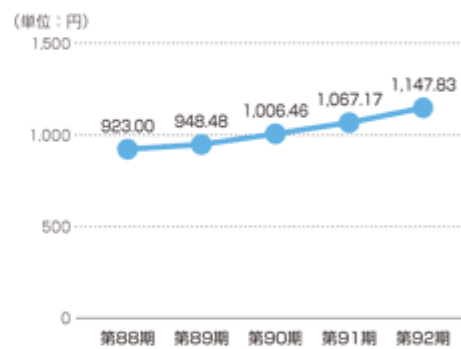
### 総資産・純資産



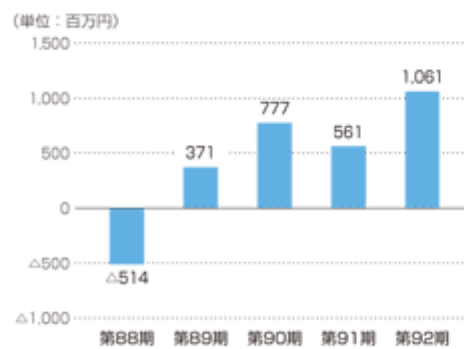
### 経常利益



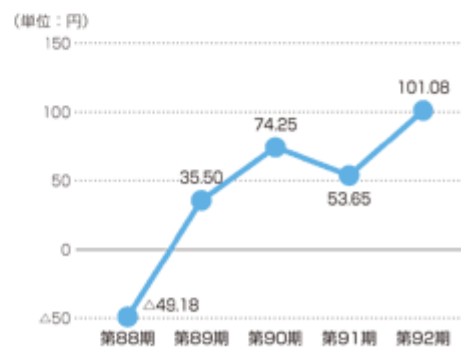
### 1株当たり純資産



### 当期純利益又は当期純損失（△）



### 1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）



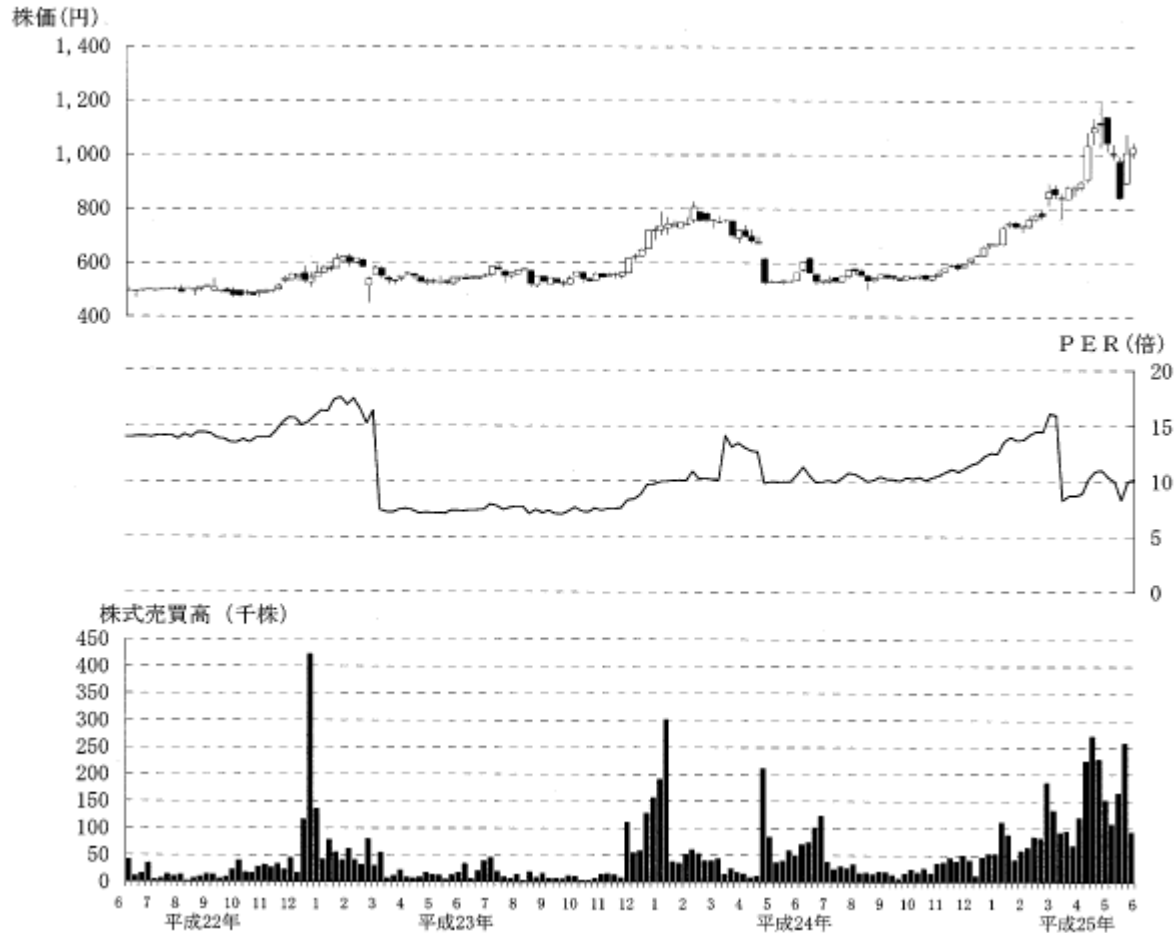


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

### 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年6月28日から平成25年6月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年6月28日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年6月21日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年1月3日から平成25年6月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第92期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日(平成25年6月26日)以後、本有価証券届出書提出日(平成25年7月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成25年7月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第92期事業年度)の提出日(平成25年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年7月3日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成25年6月27日提出)

#### 1 提出理由

平成25年6月26日開催の当社第92期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

###### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

###### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその額

当社普通株式1株につき金22円 配当総額 233,771,846円

###### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日

###### 2. 剰余金処分にに関する事項

###### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 250,000,000円

###### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

## 第2号議案 取締役6名選任の件

井上清恆、清水健一、吉川教治、山下充康、大内武彦、岩橋清勝の6名を取締役に選任するものであります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

佐久間善弘氏を監査役に選任するものであります。

## 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

小川浩賢氏、我妻智氏の2名を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案	82,260	36	0	95.1	(注) 1	可決
第2号議案						
井上清恆	82,073	223	0	94.9	(注) 2	可決
清水健一	82,212	84	0	95.0		可決
吉川教治	82,193	103	0	95.0		可決
山下充康	79,835	2,461	0	92.3		可決
大内武彦	82,146	150	0	95.0		可決
岩橋清勝	82,212	84	0	95.0		可決
第3号議案	81,676	620	0	94.4	(注) 2	可決
第4号議案						
小川浩賢	82,187	99	0	95.0	(注) 2	可決
我妻 智	82,208	78	0	95.0		可決

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第92期事業年度）の提出日（平成25年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成25年6月26日現在の資本金 (千円)	増加額 (千円)	平成25年7月3日現在の資本金 (千円)
1,347,623	6,636	1,354,260

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成24年4月1日 (第92期) 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出
---------	---	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

### 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月26日

リオン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 森 夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 村 文 雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 武 男 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリオン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リオン株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リオン株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、リオン株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

リオン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 森 夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 村 文 雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 武 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリオン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リオン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。